（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官二十四人以内を置く。

２　［略］

（地方研修所の所掌事務）

第四百三十九条　地方研修所は、税務大学校の所掌事務のうち普通科の課程その他の研修の実施に関することを分掌する（研究部、総合教育部及び専門教育部の所掌に属するものを除く。）。

２　地方研修所に、主幹一人、幹事十二人以内、主任教育官九人以内、総務主事八人以内及び教育官百九十六人以内を置く。

（国際監理官）

第四百五十二条　東京国税局の調査第一部に、国際監理官一人を置く。

２　国際監理官は、命を受けて、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、特別国税調査官（海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの及び外国法人に係るものに限る。）及び統括国税調査官（海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの及び外国法人に係るものに限る。）の事務を整理する。

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課
人事第一課
人事第二課
考査課（東京国税局に限る。）
会計課
企画課
厚生課
情報システム課（東京国税局及び大阪国税局を除く。）
情報システム第一課（東京国税局及び大阪国税局に限る。）
情報システム第二課（東京国税局及び大阪国税局に限る。）
情報システム第三課（東京国税局に限る。）
税務相談室（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）
国税広報広聴室

２　［略］

（情報システム課、情報システム第一課、情報システム第二課及び情報システム第三課の所掌事務）

第四百六十一条　情報システム課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、情報処理管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　情報システム及びデータ活用に係る調整及び支援に関すること。

二　情報システムに係る方式及びプログラムの作成に関すること。

三　情報システムに係る機器の操作及び管理並びにデータの管理に関すること。

四　情報システムに係る指導及び監督に関すること。

２　情報システム第一課、情報システム第二課及び情報システム第三課を置く場合においては、それぞれの課は、国税庁長官の定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官二十三人以内を置く。

２　［同上］

（地方研修所の所掌事務）

第四百三十九条　地方研修所は、税務大学校の所掌事務のうち普通科の課程その他の研修の実施に関することを分掌する（研究部、総合教育部及び専門教育部の所掌に属するものを除く。）。

２　地方研修所に、主幹一人、幹事十二人以内、主任教育官九人以内、総務主事八人以内及び教育官百六十四人以内を置く。

（国際監理官）

第四百五十二条　東京国税局の調査第一部に、国際監理官一人を置く。

２　国際監理官は、命を受けて、国際調査課、国際情報第一課、国際情報第二課、特別国税調査官（移転価格取引及び移転価格取引に準ずるものとして国税局長が認めたもの（以下この条及び第五百四条において「移転価格取引等」という。）並びに移転価格取引等以外の外国法人に係るものに限る。）及び調査第一部統括国税調査官の事務を整理する。

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課
人事第一課
人事第二課
考査課（東京国税局に限る。）
会計課
企画課
厚生課
事務管理課（東京国税局及び大阪国税局を除く。）
事務管理第一課（東京国税局及び大阪国税局に限る。）
事務管理第二課（東京国税局及び大阪国税局に限る。）
事務管理第三課（東京国税局に限る。）
税務相談室（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）
国税広報広聴室

２　［同上］

（事務管理課、事務管理第一課、事務管理第二課及び事務管理第三課の所掌事務）

第四百六十一条　事務管理課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、情報処理管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　情報システムに係る調整に関すること。

二　情報システムに係る方式及びプログラムの作成に関すること。

三　情報システムに係る機器の操作及び管理並びにデータの管理に関すること。

四　情報システムに係る指導及び監督に関すること。

２　事務管理第一課、事務管理第二課及び事務管理第三課を置く場合においては、それぞれの課は、国税庁長官の定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。